

畿央大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協定書（案）

（目 的）

第1条 この協定は、畿央大学と奈良県教育委員会（以下「協定締結者」という。）が、学校給食において、地場産物の活用促進並びに伝統的食文化に根ざした献立の充実及びその開発に相互が連携協力し取り組むことで、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 協定締結者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 学校給食に係る地場産物を使った給食レシピの開発に関する事項
- (2) 学校給食に係るレシピ集作成に関する事項
- (3) その他協定締結者が必要と認める事項

（方 法）

第3条 協定締結者が、前条各号に掲げる内容を実施する時は、各事業ごとに双方の担当部署が協議するものとする。

- 2 協定締結者が連携協力するにあたっては、双方の教職員、畿央大学の学生、大学院生の派遣及び受け入れ並びに協定締結者の有する施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を提供するものとする。
- 3 第2条に定めるレシピの使用については、双方が使用可能なものとする。また、使用に際しては、双方の連携協力による成果物であることを明示するものとする。

（経 費）

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間及び有効期間経過後について、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（補 足）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定締結者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

奈良県北葛城郡広陵町馬見中4-2-2
畿央大学
学 長 冬 木 正 彦

奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会
教育長 吉 田 育 弘